

消防法令の違反公表制度

平成30年4月1日から始まります

違反公表制度とは？

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物の情報を金沢市消防局のホームページで公表します。

1 公表対象となる建物

百貨店、飲食店、物販店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物



2 公表対象となる違反

設置義務があるにもかかわらず

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備

が設置されていないもの



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

3 公表の内容

金沢市消防局のホームページで

建物の名称

建物の所在地

違反の内容を公表します



建物関係者の方へ

建物の用途変更や増・改築を行う場合は、新たな消防用設備等の設置や既存設備の増・移設が必要な場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。



消防法令違反を防ぐために

テナントの新規入居や、風除室等の小規模増築など、軽微な事情変更であっても、新たな消防用設備等や防火管理者の選任が必要となる場合があります。建物に事情変更がある場合は、

必ず事前に管轄の消防署にご相談ください。

鉄筋コンクリート造などの建物に木造で増築を行うと、小規模であっても屋内消火栓設備が必要となる場合があります。また、建築基準法上も違反になるおそれがあります。

増 築

用 途 変 更



以前は他の用途で使われていたテナントが入替わり、新たに飲食店や物販店などが入居すると、建物全体の用途が変わることで自動火災報知設備が必要となる場合があります。

階段が一つだけの飲食店や物販店で、地階や3階以上の階に客席や売場を設けると、自動火災報知設備が必要となる場合があります。また、開口部（窓）に変更を加えると、屋内消火栓設備が必要となる場合があります。



3 階 の 使 用



問い合わせ先

金沢市消防局 予防課 280-2065
中央消防署 予防係 280-5041

駅西消防署 予防係 280-6094
金石消防署 予防係 280-7037